

(1) 調査の目的

本市のこども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、社会生活や日常生活を円滑に送ることが難しい方等への支援のあり方を検討するために、こども・若者を対象に調査を実施します。

(2) 他自治体の調査項目

	内閣府			川崎市			葛飾区			豊島区		
実施年度	令和4年度			令和2年度			平成30年度			平成30年度		
対象者等	対象年齢	調査数	回収率	対象年齢	調査数	回収率	対象年齢	調査数	回収率	対象年齢	調査数	回収率
	10～14歳	20,000件	40.9%	中学2年生	3,482件	80.7%	中学2年生	1,400件	35.1%	12～17歳の子ども	1,500件	30.3%
	15～39歳		54.0%	16～30歳の子ども・若者	3,000件	39.5%	高校2年生	1,400件	30.2%	18～29歳の若者	1,500件	20.1%
				18～39歳の若者	1,500件	30.5%						
調査手法	郵送配布・郵送回収 (オンライン回答併用可)			郵送配布・WEB回答			郵送配布・郵送回収			郵送配布・郵送回収		
調査項目	基本情報 (年齢・性別等)			基本情報 (性別、居住地、学歴・所属)			基本情報 (年齢・性別等)			基本情報 (年齢・性別等)		
	あなた自身について (人生観・幸福感・居場所、就業等)			日常生活等 (地域活動等への参加状況、スマートフォン等の利用状況、生活状況など)			働き方や生活について			ふだんの生活について		
	他者との関わり方			将来展望や現在の気持ち (理想とする生き方や自己肯定感や現在の関心ごと、悩みごとの相談先など)			人間関係や日々のコミュニケーションについて			子どもの頃の事について		
	社会参加・将来像			その他 (施設の利用状況、「居場所」の有無など)			外出の頻度について			仕事、就職について		
	普段の活動、外出状況等						過去の経験について			自分自身の気持ちについて		
	困難に直面した経験等						若者に対する成長や自立に対する支援について			悩み・相談機関について		
	相談・支援									豊島区の子ども若者施策について		

(3) 調査の実施内容（案）

調査票の作成にあたっては、内閣府実施「こども・若者の意識と生活に関する調査」（参考資料1）及び豊島区実施「豊島区こども（若者）の実態・意識に関する調査」（参考資料2）の項目を参考に作成することを検討しています。

調査時期	調査対象	調査数	調査方法
令和6年1月頃	中学生～高校生	1,500件	無作為抽出 郵送配布・郵送回収
	18歳～29歳以下	1,500件	

◎子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。